

大 個 審 第 6 1 号
(答 申 第 1 2 3 号)
平成 1 8 年 1 2 月 8 日

大阪府知事 様

大阪府個人情報保護審議会
会長 錦織 成史

個人情報の取扱いに関する意見について (答申)

平成 1 8 年 9 月 8 日付け健総第 2 0 8 4 号で諮問のありました「災害時要援護者に関する府保健所が保有する個人情報の市町村への提供」に係る大阪府個人情報保護条例第 8 条第 1 項第 9 号に規定する目的外利用及び提供の禁止に対する例外事項については、審議の結果、下記事項に留意して、個人情報の保護に万全の措置を講じることを前提に、本件利用及び提供に関して例外事項に該当するものとして取り扱って差し支えないものと認めましたので、答申します。

記

- 1 提供する個人情報の内容に鑑み、個人情報の管理やセキュリティ措置など個人情報の安全確保に万全を期すること。
- 2 提供する情報は、事務の目的の達成に必要な最小限の範囲に止めること。
- 3 保健所において、災害時要援護者に対し、保有する個人情報を市町村に提供することについて説明すること。
その際に、提供を望まないことの申し出ができることを説明し、もし提供を望まないことの申し出があった場合は、提供しないこと。
- 4 提供先市町村に対しては、以下の事項を指導すること。
 - ① 当該市町村の個人情報の保護に関する条例を適正に運用するとともに、個人情報の適正管理措置の実施、連携機関との個人情報保護に関する協定の締結等、個人情報の保護が図られるよう必要な措置を講じること。
 - ② 災害時要援護者避難支援プランの策定にあたっては、住民に対し、事業内容の理解を深めるための広報活動に努めること。
 - ③ 連携機関等、当該市町村以外の機関へ提供する場合においては、情報提供する相手方を特定した上で、提供先機関ごとに本人の同意を得るようにすること。
- 5 市町村が個別の支援プランを策定した後に、保健所が新たに申請や相談等を受ける当該市町村に居住する災害時要援護者について、当該市町村に情報を提供する場合は、本人の同意を得よう努めること。